

京都市民長寿すこやかプラン 推進協議会	
第 2 回（H25. 3. 22）	参考資料 1

「京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び
「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の制定について

平成 23 年 5 月及び 8 月に、これまで国が全国一律の取扱いとして定めていた様々な基準を、地域の実情に応じて、各地方自治体が定めることとする、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号及び同第 105 号）」（いわゆる「第 1 次・第 2 次一括法」）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」が施行されたことに伴い、老人福祉法、社会福祉法及び介護保険法が改正されました。

本市においては、平成 24 年 9 月に実施いたしましたパブリック・コメントに対する関係団体及び市民の皆様のご意見も踏まえ、市会の議決を経て、「京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 37 号）及び「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）を制定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行することになりましたので、条例の概要について別紙のとおりお知らせします。

(別紙)

「京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の概要について

1 対象となる施設・事業

- (1) 「京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例」(以下「老人福祉法等基準条例」という。)

ア 養護老人ホーム
イ 特別養護老人ホーム
ウ 軽費老人ホーム

- (2) 「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(以下「介護保険法基準条例」という。)

介護保険法（旧介護保険法を含む。）に基づく事業及び施設

2 条例制定に当たっての本市の基本的な考え方

- (1) 全国一律での運用との整合性の確保

サービス種別や報酬等、制度の根幹を成す基本的な枠組みは、全国一律の統一的な基準により運用されており、また、サービスの質を担保するための詳細な基準を定めた国の人員等基準に基づき、多くの事業者が適切な運営を行っていることを踏まえ、地域ごとに基準が異なることで利用者や事業者に無用の混乱が生じないように配慮しました。

- (2) 京都市の施策との整合性の確保

本市の地域の実情を踏まえたうえで、本市の重要施策や「京都市民長寿すこやかプラン」に掲げた施策を推進するために、全国一律の基準よりも踏み込んだ対応が必要なものについて、独自の基準を設けました。

- (3) サービスの質及び量の確保に対する考慮

国の人員等基準と異なる内容とする必要があるものについて、国の人員等基準を緩和する場合には、それによってサービスの質が低下するおそれがないか、また、国の人員等基準を強化する場合には、それによってサービスの量の確保に支障が生じるおそれがないかを考慮しました。

(4) 京都府の基準条例との整合性に対する考慮

京都市内を含む京都府内で広域的に事業展開している事業者の事業運営に混乱が生じないように、京都府が制定する基準条例との整合性を考慮しました。

3 国基準から追加・変更する本市の独自基準

(1) 「老人福祉法等基準条例」及び「介護保険法基準条例」に共通するもの

ア 暴力団の排除（役員等から暴力団員等を排除）

【対象：全事業所】

京都市民長寿すこやかプランでは、市民が安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実を図ることとしており、また、平成24年3月に京都市暴力団排除条例が制定されたことを踏まえ、市民の皆様への安心・安全を図ることが最も重要であるという観点から、暴力団排除の規定を追加するものです。

イ 人権の尊重に係る措置（人権・虐待防止の体制整備及び研修実施）

【対象：全事業所】

京都市民長寿すこやかプランでは、介護サービスの質的向上を図ることとしており、利用者の皆様の人権の尊重を図り、虐待の防止を推進する観点から、従業者に対する利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者の配置等による体制整備及び研修実施に関する事業者の努力義務の規定を追加するものです。

ウ サービス提供に関する記録の保存年限の延長

【対象：全事業所】

国基準では、上記の記録の保存年限は2年と規定されていますが、介護報酬等（不正請求を含まない）が過大請求となった場合等の返還請求に係る消滅時効が5年であることから、保険給付等の適正を確保するため、保存年限を5年とするよう行政指導を行ってきたところです。

今般、介護報酬の支払及び措置費の徴収に関する責任を持つ基礎自治体としての役割を明確化するため、保存年限に関する規定を変更するものです。

※ 留意事項：平成23年3月31日までに完結したサービスの提供記録等に関する書類は、2年間の保存でも条例違反にはなりません。
--

エ ユニット型特別養護老人ホームにおける居室面積の拡充（10.65㎡以上→13.2㎡以上）

【対象：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設も同じ）（ユニット型に限る）】

京都市民長寿すこやかプランでは、その人らしい豊かな生活を実現できる

よう、介護・福祉サービスの充実を図ることとしています。

特別養護老人ホームを利用される方にとって、利用前の居宅生活と連続した生活となるよう、自宅から持ち込む家具などを配置できるスペースを設けるとともに、居室内において車椅子等を容易に利用できるスペースの確保や、ベッドの多方向からの介護の実現など、介護の状況に応じた満足度の高い福祉サービスが受けられるよう、国基準の1人当たりの居室面積「10.65㎡以上」を、「13.2㎡以上」に拡充するため、規定を変更するものです。

(2) 「介護保険法基準条例」のみに設けるもの

ア ユニット数の拡充（2ユニット以下→3ユニット以下）

【対象：（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

京都市民長寿すこやかプランでは、今後増加が見込まれる認知症高齢者への対応は喫緊の課題であり、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を強力に促進することとしています。

認知症の方への介護に当たっては、小規模で家庭的な雰囲気の中での生活の確保が重要であることを踏まえ、本市では、グループホームに求められるサービスの質の確保を図るとともに、着実に整備促進を図り市民ニーズに応える観点から、国基準では1グループホーム当たり「2ユニット以下」としているところ、市内全域で「3ユニット以下」まで認める旨、規定を変更するものです。

イ ショートステイの食費の設定方法（1食単位で設定することの義務化）

【対象：（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護】

ショートステイ（短期入所生活介護及び短期入所療養介護）における食費をどのように設定するかについては、利用者と事業者の契約によるものであり、これまでから国の基準においては明確に定められていないため、1日単位で食費を設定する事業者と1食単位で食費を設定する事業者との両方が存在していました。

この状況を踏まえ、本市では、利用者にとってより明確で分かりやすいサービスとなるよう、事業者に対し、1食単位での設定を行うよう行政指導を行ってきたところです。

今般、この取組を更に推進し、食費を1食単位で設定することを事業者に義務付ける規定を追加するものです。

※ 上記以外の基準については、国の省令において定めるものと同一の規定とします。

4 条例の施行期日

平成25年4月1日